

# ペット合祀墓使用規程

公益財団法人アタラクシア

## 第1条（目的）

公益財団法人アタラクシア（以下、当法人）は、みやぎ霊園使用家の所有するペットの埋葬場所である合祀墓を設置し、将来にわたり御霊を慰める場所とすることを目的とする。

## 第2条（名称）

みやぎ霊園20区に設置したペット合祀墓の名称は、「ペット杜の碑」（以下、合祀墓）とする。

## 第3条（申込維持管理）

合祀墓の申込維持管理は、当法人の職員が行う。

## 第4条（埋葬）

合祀墓に埋葬された遺骨は、いかなる理由があっても取り出すことはできない。

- 2 第2条第1項の合祀墓に埋葬できる遺骨は、焼骨したものとし、みやぎ霊園使用家の世帯で飼われている家庭用の愛玩動物に限る。

## 第5条（使用料金）

合祀墓の使用料金は、ペットの大小に関わらず、一体につき3,000円（税別）とし、埋葬時に支払うものとする。

## 第6条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

## 第7条（準用）

本規程はみやぎ霊園使用規定を補足するものであり、定めのない事項についてはみやぎ霊園使用規定を準用する。

## 第8条（移設）

合祀墓を移設する場合は、移設の1年前からその旨の掲示板を設置するとともに、当法人のホームページ及び当法人が発行する霊園だよりに掲載する。

## 第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程の改廃は、当法人のホームページ及び当法人が発行する霊園だよりに掲載する。

## 附則

この規程は、平成30年3月13日より施行する。（平成30年3月13日理事会決議）